



： 卷 頭 言 ：

農薬の「安全・安心」について思うこと

(財)日本植物調節剤研究協会 監事
北興化学工業(株) 取締役執行役員 開発部長 森山 知

農業資材としての農薬を扱い、製造・提供する場に身を置いて30年程となりました。この間、農薬の開発研究・技術営業・農薬登録・製品開発などの業務に携わり、製品性能の高度化を追求するとともに、「安全・安心」を提供することの責任を感じて遂行してまいりました。製造・提供した農薬が農作物の病虫害や雑草からの被害を最小限に抑え、収穫を守るとは当然のことであり、生産者や消費者などにおける損害・被害は決して許されません。農薬を使用する人の健康に対する安全、生産された農作物を食する消費者の健康への安全、有用生物や自然生態系など環境への安全、農作物薬害など有用作物への安全といった安全性を確保しつつ、農薬が有効に活用されることへ細心の注意を払い、「安全・安心」を得るべく心掛けてきました。

農薬の「安全・安心」を提供するために、農薬を適正に理解することが大事であり、幾度か「安全・安心」について説明会などの機会を得てきました。農薬の安全性を担保するための農薬登録要件や毒性試験成績などを、また官民合わせての情報公開について紹介してきました。農薬に係る公開情報は、食品安全委員会での評価議事録や農薬評価書、農林水産省・厚生労働省・環境省などや農薬学会、農薬工業会、企業からの農薬情報などの科学的な裏づけのある資料から得ることが出来ます。これら情報は農薬の「安全」への理解に大いに役立っているものと思っています。しかしながら、「安全」への理解が「安心」への理解にまで至っていないのではといったジレンマがあります。

農薬の「安心」を得る上で、多分に感覚的な不安感が影響している側面があるとは思いますが、気になることの一つに法律があるのではと考えます。「肥料取締法」とともに、「農薬取締法」の

「取締法」なる字句が気になります。以前、本巻頭言でもご指摘がありましたが、私も何故「取締法」なのかについて同様の違和感を持っています。法律に関して門外漢ですので、専門家からみると何を戯けた事を、軽薄な事と思われるかも知れませんが、農薬は何故に取締りの対象なのかの素朴な疑問を持っています。六法全書から「取締法」なる字句の入った法律を拾い出してみますと、覚せい剤・麻薬などの取扱い、貨幣・紙幣・印紙類などの模造、銃刀法剣類や火薬の取扱いについての法律は、その目的で取締りや規制を行うこととしており、農薬に係る法律がこれらの法律と同列にあることに疑問を感じてしまう次第です。確かに、「農薬取締法」でも農薬を提供する側や使用する人の責務とそれへの罰則などが盛り込まれ、規制を行う旨の記載があります。この法律の目的について、「第一条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする」であり、農薬の有用利用を図ることとしています。決して取締りの対象として位置づけておらず、「取締法」なる字句が必要な法律とは考えられません。「安心」が得られないことの一つが、こんなところにもあるのではないのでしょうか。農薬のあるべき姿を求める法律であれば、せめて「農薬法」とか「農薬に関する法律」で良いのではと思ってしまうところで

す。農薬の「安全・安心」を得るため、法律を遵守することや情報公開による農薬への理解を深めるといった基本に立ち返った取り組み努力の継続が大事なことを考えます。